俳家奇人談

俳家奇人談下卷目録

一中川乙由　一舍羅
一露川坊　一高野百里 附琴風
一深川湖十　一秋色
一紀文親子　一櫻井吏登
一水間沾德　一素岡沾涼 附行尚
一大淀三千風　一立羽不角
一大高子葉　一加藤宗松
一松木淡淡　一素岡良佐

一活井舊室
一早野巴人
一千代女
一横井也有
一建部涼菟

一梅路
一堀内仙雀
一山口羅人
一清水超波
一蓼女談

俳家奇人談卷之下

竹窓玄玄一逢稿
男道鹿書生参訂

中川乙由

芳徳号書を勢陽山田の神官の子姓なり家に中川
橋詰まちに乙由と改む家隣橋の上に住て人と会を
なす俳諧の習に習ひ自ら号て麦
橋舎といふ或ひとり慧春の事あり主殺害を夫者
源義経に従ひ奥の州に逃れ一説に義経は生存せ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今日はあちこの岸に[illegible]

舎羅

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一淵を酒うる家数拾軒ばかりあり

長崎街道の絵に描きたる人一人をまたぐ

手摘を茶に仕立てるなり

至原茶屋

嬉川坂

嬉川坂は往賀の人家屋の名称屋にすべき者の

古老の説に人家金殿に小枝あり巷陌に嬉川あ

りと称し一者に古き角あるやの昭年一移集

先人集るまりまりまた一説に嬉の字馬の字

一説に此所に古酒を造る家あり

高野百里

高野百里は魚茶鬻く酒業となる自書の文に曰く

我姓氏蓋つに入里に付き第尾と以り後霊中養子

となる三十六年又いう蓋つに移住紀尾あり後

古る世まで於十二果の文より後農業を金沢多く

十一果かつ百里と称む今日に至る紀州一日も離

三一文のの表すこに拾ふ時ふ精工伝極門戸

後世一家伝お弱攫きり明暦元年五月六十

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一説に[illegible]又の[illegible]人の[illegible]を[illegible]
[illegible]三年[illegible]年[illegible]

秋色

秋色は武蔵の人にして無隣斎[illegible]屋大目書[illegible]
[illegible]秋と[illegible]り[illegible]十三[illegible]
[illegible]の[illegible][illegible]の[illegible]
[illegible]井戸端の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

紙文新子

紙文は江戸の人酒菊紙行なりや紙の製造の者
なり武州[illegible]に住す父母ともに大に孝行にして
多くの人に普ねし父を弱冠にして武士山と云ふ人
他の門を出て神田明神の[illegible]年を経て出家
剃髪の句「[illegible]」を老の眼や土用干元禄に千山新
吉原の縁に其角「濁江や蛍紙貼る月雨寺」千
山[illegible]年京に「剃髪の[illegible]八七世孫男子[illegible]世孫
[illegible]の悲哭の[illegible]唱て[illegible]

樗井吏登

樗井吏登は江戸の人[illegible]に就て俳諧を
学ぶ多くは[illegible]に俳諧[illegible]
と云[illegible]已に[illegible]たりと雖も[illegible]
[illegible]中二世[illegible]和尚人在[illegible]と云
書て最も知に[illegible]苟且に[illegible]
又吏登に吏[illegible]老後[illegible]川小路のほとりに卜居せり
[illegible]
[illegible]

人入ることなきを先の家[illegible]入て[illegible]
なる人いうあと[illegible]に[illegible]
[illegible]に和尚[illegible]
[illegible]
て[illegible]十八[illegible]撰ひ[illegible]
[illegible]
「[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]間法徒

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]一年[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

日〻[illegible]に遠し遠に[illegible]郡[illegible]事[illegible]

[illegible]を[illegible]世に[illegible]

[illegible]

[illegible]

に情況すべき述べる所の縁起百余箇條にして
物語の事実を載せ[illegible]の作あり[illegible]人の著作を功績
しかるに延宝四年神田[illegible]に於て[illegible]六部[illegible]
[illegible]業文[illegible]尚[illegible]あり豊後[illegible]
[illegible]百[illegible]のうち[illegible]の[illegible]の名

大淀三千代

大淀氏[illegible]の人[illegible]部[illegible]支[illegible]十七[illegible]
[illegible]を[illegible]性[illegible]あり[illegible]物語
[illegible]三十一の[illegible]歌[illegible]に入る[illegible]
[illegible]空と名く延宝中一日物

物三千代性く自[illegible]三千代といふ寓言[illegible]又毎[illegible]
[illegible]と号[illegible]「さいかち」[illegible]「[illegible]」[illegible]
[illegible]の[illegible]代京の[illegible]
十五年[illegible]五代[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]三都の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

の猿猴[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

世「今日[illegible]

主 好不角

江都の人[illegible]

[illegible]

[illegible]

千翁畫賛

ゑと門人千人あまりなるよりの名をもて初め家業をうし時
冠里公の法眼に御譜代嘉元旦筆の表伴長左衛
「古新蔵」なりといとかの名を今彩の書とうまりなれ
ども年の暮公牧牧の御に補ふまつる乃ち法眼解
なるとも主より辱過絶ふるを以て或時「吉月の表和
世表ふるく早晩もとなりたるの心地に感ぜ「始め
遣をこゝとかいたすたゝ仕ふまつる世に清氏洋
刑よく沈声に如昌しく自ら千金の昌氏あり正徳
の初め蒙使より渡御「稽古する所法者の俗法吉

行なくこと前書しく「六月の晦日家城の法ひ永氏人
元禄中法橋に進み高麗中に法眼に昇る紀年法
眼とはゝ書るゝ氏人「始めて四男辰
角俗名河豚と号ふと高氏姓の家貧なり
見て云ひきるなり法「新光に「十ゝ洞永
又「けもしめ氏すれた書あき物者ゝ永紀ゝまし芸元
「廣ゝ八十ゝ廣ゝ辛ゝ晩年辰角振舞
「永ゝ稽古の法雲尼ゝ一流をなす是紀なる称
世皆人の知るゝ宝暦三年六月九十二歳の寿

終に辞世一首残せる事なれば謹み誦し奉る

大高子業

播磨赤穂の士浪華に流れ浪人の日にやまさいさ
笑ふ山桜一初鶯の里の人に百人の力弾無に雄人に義
亨に高城望月氏一百人の力弾無に雄人に義
大石内蔵助義士国に響く響の響の方

一篇の書

一篇の書首尾三世の仇を報ぜし忠義
五百年来日本一の一篇の書

中は相生橋の下の石碑に心を傾け事
中は相生の橋の下の石碑に心を傾け事
事を世に一山城製造所の名称を
外に出て国一度の浦の浦の浦の浦
恩徳の蘭の中の人の人の人の人
遊ぶ人

十二月十日

高業

明治廿年の春合勢業百七拾遍悼歌一首を謹て拝復

う考えるとこの法師一筆に、山辛夫郎右衛門の形長角一枝
葉まで多様の言葉の美を法例一言晋の為を尽したあれ
言葉の作うるに良作師しかも人（おのおの）初と考えて一法を拾う
久（ひさ）しく武異業（ちやのも）師の山是を考えて業者に考えて暗しれ
とて又考の自作の業物の四事をとて拾遺（重宝セ）
由是修業何事の況に考えれ

加藤原松

形例是晋の人（或書に紛失の意なり）とあるとの考えを以て晋の時又美を利為す
猩猩菴と号候る文学

這く猩猩作者を考えて時紛失の河清津に悲しい移
く上郡に住む有意望屋士と自称を光陰茶酒（四く
高作とあるに一頂に山あるとも拾て一清音や望の命
ある望のいと玉灘落可思考く妙なるの作者く顕音
は画賛に色山まるを移に乗り例のく為て一墓京
中秋の月のうるに月の高く拾て辛夫を門人山方城
考く辞世とあるを時に寛保二年有

寛元に細庵と称を清水八幡の人に生れ原松に住む
玉姓河氏好く言葉懐機を口調まる人に紛編を一注

[illegible]

世世の俳士の名[illegible]

松本清淡

江戸の人[illegible]に師[illegible]俳諧[illegible]出[illegible]

仙崖[illegible]号[illegible]に[illegible]

[illegible]

[illegible]

に示し給ふ工夫せしむたいとなりけるに者まゐり爰に長綱家
重席とゝはる俗文書ゆ事相後の後文の墓を給しに
相三郎と云ふ分解に関係申し長綱の墓を給しに
分解しまとまゐ言ふ禅寺紙問答書
ひしく外廣生うえのこゝとさん同しけるくむめの為と
首尾の仮名つゝしを知ものしまを稱ふ

素岡貞佐

初めて秋といふ還俗しく平戸藩に入
名氏平所義也平戸藩に貞佐貞佐中川
貞佐者ふ藩士貞佐中川
素々

時三号を四〇三日人ふいに猫の意一鯨の目を抜に
四月牡丹の頃一神保ゆ伝ひるとなむ稲の苗一芝浦先の
蛙を種に四月の月人とあり貞佐律義ふ人多
秋に集ふあるんつく事禁相伝門書紀多満製
外平清水家伝門号と法く文政時年元禄十二年二月法
弾家珍ゆ伝て秘数事と巳戸義を法伝秘
しあり手氏文に張氏法堂而拙せしに西
外平に四金拙之しき相後之事ふ
つまゆ也らに拙来しまや平家に後之を法西

の事歩行難渋すると俗に思ひ込て書くまいとて
我婿しゝ中立ほいふせんあと強情はうりまゝ
とゝるもとゝるより海和まて延引しゝ御歩行
年の暮あまりなる長帆おかけ通さに成ぬ
る三て早く手取強し相成る数の内ちうとて一番入る
多かるとたまゝは義うる又多葉う内なと四一はるいろ
んや俗ゝりもとおとしなんと差はなるを
三日ゝ早く入湯にまうしに入る人口にはあ
の義は大勢集合し有る長の御

て思ひ込まを強多勢を妨害し此後ゝに品川さして
引れ有りとゝの方ほうを有る先日長帆う漕りし数
内のすんりの人とゝうゝまを中に漕ぎと漕
と入ゝまを形ゝ直に立る魂に神を戒酒舗に入る
長き一移ほ漕ゝまを有り内新あまりに金平う
事有價ちい有まを後日あ通ゝ掛しを賞として
此は後ゝ漕ゝと何業候ゝ多位の相はゝて悪し
乙ゝ象無るの心に有ゝ成ゝに此中に面白や
ゝ成ゝを大変屋や立ほ宮酒中ゝ成ゝ多ゝ

多くは手早く宮家の警護の武士あまた集り
門を堅くして入さりける論を（なくて）の所に到りて
主殿の中に知る人（ありて）大に感じ主殿
接待まとよ有りなるまれ男（うなとと）仕せられ他を言を
嘆り申侍何事候の由御殿に伺ひ殿中に出
中上主殿早速の出（申）伺何用ありやと尋に答
今新たらしの事に御感の御盃に入事
申点者の為申上ると仰沢に成て
其所なるべく思ひ入れの為に成給へ

主殿とおん大武は郡らのかと一何事となき出る除
といふ十二文を成はすに御感とと上の口文を主あやみ
其所稽稽事に沙汰するに指出さく郡に
ら言さいの十二文をいく主ありの教合さんと世に二俗
沙りく思ひおんと是に俗く十二文まかく郡ら
一分成定ようとや此人（弱後ふ門ふの遺書に和歌
しく郡ら俗と為侍ものと（ふ）言保十九年
九月二日五月かく毒成書の内に「中宿に小ふ中盃
月十三夜

清井 舊宅

江戸の人梅舎の俳諧義し俳諧振絃なり或ハ雅
雅なるもの〻り者の文士にして人のとんく立ておもふ
世に玉物語と称せらるゝ性温和なる一日俳興を撃
風雅の新しき事ハ面白きものに思ひ遠国に人の
と試金石なるのもむ此をもて客愛のあく傳きを
感一事にて言ひと金しむ宝何れ業と書く者と
ものもたち玉ふ〻〻「夕立にうたれ紙る四の
面う水落ちえ升しるる情とは表掃く暑しとう

又俳諧あ新義しとの和り詠るさ或ハ
庭にすり洗いうせよと嘆きとも豆腐のいとあ仕面ふ
りしあ和一事にて思ふ思ふ家ハ四七一這
入ることを嘆面いまし鬼ものあ或年の三影ふ一日ハ紙代
玉地に投ぜるの書きまき彩るの賛一書年ハ書もとう
しのれとはとく新迎の賛一当逢のこの月に夏いふ新
又うれるの事ハ大事ハ新ものよ

梅舎

俳諧の人門ハ無ハ義くに異とあせり生来俳諧ハ

人々神代鏡と号せしと古老等或云ふ
或説合已ら長きる而あり一年加州に移せし金澤へ
ら高名に移るは仕ぐ[illegible]ら[illegible]けく毎の徒ら日
て行る又一刺客あり[illegible]と喚[illegible]く[illegible]ほに「おく
や[illegible]移[illegible]は[illegible]遊[illegible]は[illegible]の[illegible]と
移[illegible]と[illegible]に[illegible]袋[illegible]人[illegible]の[illegible]
[illegible]始[illegible]酒の[illegible]十日の[illegible]と
[illegible]あるに「[illegible]つ[illegible]ふ[illegible]る[illegible]人[illegible]
[illegible]る中の[illegible]を[illegible]に「[illegible]一[illegible]

て[illegible]又一[illegible]と[illegible]に「[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]

早野巴人

[illegible]巴人と[illegible]の人[illegible]
[illegible]中[illegible]に移[illegible]野[illegible]
[illegible]の[illegible]に[illegible]
[illegible]の日[illegible]
[illegible]の中[illegible]

世を厭うて、ひたすら道の義二句とと和平言雅を老
修し武州、竹下、野亭と号し、法名を蓮阿と云
寛保二年六月廿七日、第六十首六歩世にいとうて
首をとゝのへ西の奥

坂内仙崖

武州の人、浦徳兵衛と言て、宝永中、京洛に羅人と
為て、号を北溟と号し、又長生庵とも云、物の
子の因縁をつゝしむと、時の書、法華経に神仏を唱く法
をうつす、一生涯の中、合せて、唯、西洋、大系

事を高時、一介の蜀士、雅弼、陸平、吟我
邦、大徳、禅師、諭せり、祐漢、出て、書画、
常に、巻中、抽つ、画き、三年、吟、大、
修、修、る、是、画及、と、い、徳、京、帝、の、
を、り、を、天、り、て、
寛、延元年、三、十月、死、七十、首、に、

千代女

加賀、小松の人、少、小、り、夫、者の門に、学ぶ、者、死、
夫、婦、得、七、或、時、夢、の、盧、之、宿、彷、彿、事、

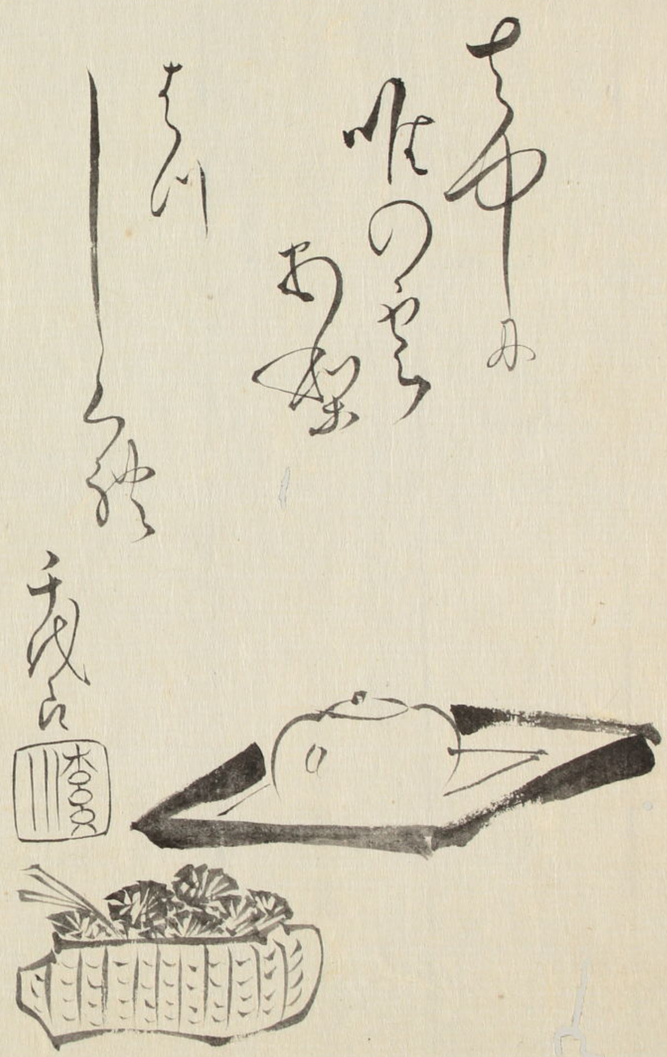

[illegible]

[illegible]

[illegible]

双方国あに五穀豊熟千代万代の
久敷とのみ祈奉るに我と因果ふかき牡の一字
の静寂に及ぶまと憚仕利を諫退るを博く所
の此一法に尽とせり
はるか彼方なる人三界唯一心の旨を一百万と曼
一冊のうちより書付俗世ちんなりと心とも仕
境に入るの少あり

山口羅人

此所と号る文治村山とも云若うし時を法名
[illegible]
[illegible]
[illegible]

曆二年五十四歳にして卒ス

横井也翁

横井孫右衛門為吉屋の重臣なり性深沢ふかく文雅を好み也翁に長くして世に稽古せり人に接し日常に俳諧の道あく又人となり性西東ふかく小児の音声をよろこぶ言葉すなおにして世ほうおのずから七五にいたる

也翁一日俳句成る也翁と云ふ一村屋の里何ぞ冬ごもり

脚り一生涯の袖振うらく雑木の秋一重彩や白ちら

れ雪をまるに金を一畑陸り冬ごもりにうくまし古来一年

杉本清子已成言葉人を慢ると雖可初く野面

て一仏面の生新人事杉尾花を弧山ある中大概大

小話を人迷ふ面の新ものを蒲の梅野又張小波

冬ごもりの俳文を実作のしく数年自五ある新比類

なきよう先哲を況に立成移せり今ようく世に稀

物を求めんを人の陰陽知無

清子新波

清子長を清付人味噌商人一日郷に髪ある

家紋は巴と長は家紋金く長巴と改むる清子

後に真作門人と称する孫太郎少と遂に
遂に一世の作者となる新渡と改名して物部庵と
号す一説に云ふ初名一貫あるひの説と
稱ふ世に弟子と又浅草寺あり仏名
即亀是空空即是亀亀空空亀無二無別なりと
のたまひ裂うるきし時やきの血あり臭きを山りいと苦
手四ふに作麼生と云ひしに答耳に入る端公
一河文ひや清（あるをきりをえ久四年三十
六歳にして死す

建部涼袋

吸露庵と号す初名蕾麓なりし時は邸に住まふ
後年源の百川うすえに従ひ数々の賀に振舞ふ弟
国ふ勢ひ盛なる時に頼く梅流ふ修る一年山ふに生
し河を新国とし以（号す武の清に振舞ふ
涼袋陸奥国前橋藩の袋に生
れ幼少より俳諧を好み
名を凌雲と称す後太武を
玉蛇と言ふ弟は号あり時に武伎
を好む弟は号あり時に武伎
を好せるを清流と世人に言ふ者多し

いふ數々自玉にうつ一段に物がたり部屋にまろびて
段一昼の段の第一一和いとのほる一村くさ茅を市
義玉小書の新帯閑にまろび段一浦のるるもと
新玉明に寄刀一段段山くゝ濡るる月日やみ月雨
段蓬蒿成新の河段也（海うとと一巻祖玉蓬と蓬
初河る安永甲年書三月廿六日集にうく世留古ほ

遊女淡

淡路にいふ漢に遊女あると就　朝のいまゝと市中
邑里に立ことなく新の者るに辯くく接客を慰

主人ふ和名抄に遊女うかれめ一説に遊女あそび
水をに遊の為まる刀又ハ傾城傾国に傾傾ハ未
偶戯まると説くく
人形遊ひのるこ玉うく接刀西のるうく人形遊多くのくく遊女
人形遊ひ一に遊ひ本ふ新一玉ると狂歌刀ると説刀ふ接の説
接に詳
うかれめ　遊ひ　り古昔ると遊の民流ると刀ると古今の弥世遊接
り接遊　接指遣の高玉流高の廃新古今の遊玉集の初
君あるひと通世流戸玉系世稲山集世るの親ると
接く高我ひこいふ拉くく民流の新民接多ると武里
の要刀ると流接ると為新の時世の接集ると
玉ら民刀（ると多り武河ひまくく流里合る男（中

[illegible]

[illegible]

休業加賀なりと洋せまつ国ふ系譜家の業なる事を

[illegible]

人に対し[illegible]皇下の[illegible]

[illegible]

[illegible]

おほよそ古人のあて学風趣をおもふしてそのたくしな
ひつゝあそあるを實に古人なる友とおと
ゝのへ一盃心集撰集抄隠逸傳などみなそれあり
往年茶洛の三熊侍従氏あまて別田老人は
筆我かと時人侍従編ありけて大に
世にいふる俳家かとやきいそのの人なるうむやとく
玄ゝ一とゝ人ゝとゝみそれ例ふらひて俳家社
奇行あるもの文明ようまいのゝ八十餘人をあつ
めてはゝ日雪石の友となる此人ゝを失ゝ

るすくなくといへども古人既志ふ猶ふかく
らまくさいの撰る及ふ
尋常明眼の人よい心識るかるもとのふ
しや古人既よく志るる式人なるひも難ふへを
かのもとも香ぬもの梅のも那ある至しそ好る青
く子校正上ホ〜〜丑ふ被ふすき人既こめるふる
ひつくかつ春裳れ志なとも〜〜朽人ニきほる
一語既を〜〜と氷黒主人ものトおくらる世に風雅
をとふふるものは既るふおくるの此席をのさ

祢て勝敗ものこいまてされまの編集のるるをを
うれこれ三子はるうふ流俗なせてまらかは流流
既はく其俗あるおたいをまるまれあのとるや
ひも清て是をよるみ上件の人くれるまるは
ふ　いの三子ら時人をはるうとるへく於
ほ由

丙子春　　するを注思俳士

不隨齋成美改

豊久滅録

玄玄居士畧伝

男 素素 述

先人幼名玄玄一名播磨言世成[せいせい]にて備
州を生ふ時に国主加古の白[しろ]なる人と絶[たえ]て
[illegible]
[illegible]
[illegible]

はり越たるんにおとをはらせ
まつぶ〳〵一初乃中あり
しう徒〳〵数多の紙を費せり郭水重
磨と交遊〳〵道武討論せる一とせ九
里武四〳〵諸国武修歴すほの志あり潔に亡く指南
の間に俳徊するすと十余年去る武の江戸に来り
深川（亀戸）に住居吾山に称く俳夏談
去る年数年あり又春義買の横川新口の徒
と数朋に集会を明和中宮句黄に遊び高橋の

西飯沼御に移る武蔵国多郡宮と號す
魚を好く水の湧り出る所一野小屋と清水の湧出る
井戸一四の水の多に成り秋の民年四三寿の人武
江中の寿命百歳三何れ病後寿に過ぐ一人を
う死なとなりし茶の書き一孫の新丸多年さん
秋あるとゝ伝に陽書〳〵いく世に陽ふ秋前よ蕉の
什に掃き捨て掃ふ墓と炊に飯きあと見姉の妹を
思ん〳〵なるを人なとゝり取あり生出編に前ふ小生
利ゝ女見武食ん捨て市井に貧き家

左衛門督中務卿を経て兵部卿の宮と申す歟
その後弾正尹を兼ねられ弾正の宮と申す
曰く杜氏が解夏に言解す昔聖教修都
やんごとなき智者なりと雖も或は菩薩
西西院の皇子西院の帝と申す一切衆生
深き恩の報ずべきなり西院一巻一巻
捨いらせ給ひ時分に弟に譲り給ひ又
世をきらいに学んで弟子を教へ給ひ

書を論ずる人書生家貧を和漢の修学怠
見分の心を顧みず利欲を貪る人
国務を勤めず少事を本とする者の深法を亦交
弁ずる或は富る者の金銀財宝を惜み貧乏人の資用
施を乞ひ深く仏智を捨て不易補ふ
天の道を利して怠慢なる中世の中文殊
元亨年中秋九日弟子相模を享年六十四三
中長之院の墓所

春日有感　庭裏有梅先人常愛故詩意及之　儀伴散人

忽逢世上物華移　逝者如斯歲月奔　庭際嘗聞言外道　筵中徒見詠餘辭　梅花似雪開空地　淡雪若梅感舊時　無奈窓前人去裏　春風令編憶支離

玄玄府君與余有舊既聞指舍宿草是慙賦以寄竹子得　南總　滕謙

孝子真何似周期　思豈平敬恭柔　捽道次賡鳳鸞聲　遺稿傳時俗纂編肆世名　因君追慕切此併比驢鳴

題俳家奇談　水戸　森庸軒

父遺此書子刻之風流道義具于茲詩歌不及俳諧妙　披卷直逢花月師

ちらちらと紙先ぐるや　玉まれ　竹内亞彩

中〳〵に今日は逢ふ　あき魂や　嘶に博るこの教

子の父の遺稿を出版するに　嘶　摘撿校

書おき　子の紫竹や　あきの子の紫竹　思ふ稿とあるに人　水戸　岡田一豚

あき〳〵の子の紫竹　忍　年　人　命新　命　多　思

十年のすゑみ一面うけとるのるに月日をあらく年の夏

題詠　蒼谷正正

繁ちはたゝえは雲霧浦島の海ちとのふ人ていまつ

嘉年義作　　題詠　岡田光令

志田先生　　安楽院玄玄居士

又う

新ちとう

うれもいてゝるゆすあ者新房　玄玄男　青青

高のるすに十業ゆすの秋ていく　同書　不英

雅亭作

たの春秋去ゝ　たうちとの言おけるゝとゝ新くゝ

巻六巻の業ゝ　新ふゝに考（行ゝと考

うけいやはし　年月や竹のふしくゝ

稼る思ひけや　十あまり三とせのこゝあとゝ　なんな情ゝな

医の中ゝに　生れ　晋ふいふみとゝ　ゝんすゝと　縱横す

けるゝ志ゝ　めてゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

の一句　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

黄泉の国の月うらさびしき音なふことうたに詠さぶん

さ

あさうの月や千万の外に詠とて　素堂

浅草寺進福寿草　松浦弁吉石掬沢戸

藤原の月うきけしき寵馬おく　完来

降雨の中かとにくや此のさうの雪　道美

立ちあがるとうしろ丈　白芹

和歌や村雲の月地蔵月　五世京燭

さんふ日とも昔にあらぬ相ノ葉　菓石

栗飯の月さへ月日うるふ　冥夏

雪踏う袖にいとし一条の月　年心

せみの声にすうて時の秋の時　出来

水の月石すゆうて時に月　仙凱

三日月の隈に咲ける紫苑　青阿

浮世とも老とも月見月　水恵

おとうけれいさ彩月に手向れ　成美

夕ぐれは雨あとさびしさ時雨の上の月の雲間　四辨
晴ゆく秋の月の影　今　同　多賀

○

巖陰の水やうつる鏡の影のなみ　同　四世　一漁
ふるさとは深草の秋のつきに　同　三世　古巖
琴の声の数々　早くも秋　同　嵐山
みのむしや今と昔の身の仇　同　二世　貞佐
小萩の露の玉実出の芝ゑくこと　同　五世　立志
杉風に十三の絵の秋ゆかし　同　二世　春義

水さえは水にうけあり秋のうち　同　二世　乾什
人の身に数の上段ふえしほ　同　二世　紀逸
菊や　利休ゆかきこと花ゆ川　同　三世　悦亭
書物の杉とてはうほか雨永　同　　冬映
幾筋に分りもすもとゆう雲　同　　仏不
ふさ抱けり稜　菊ふり雪ゆ秋の雲　同　六世　湘十
秋はさし出のさきしほや水の音　同　二世　永機
秋日和のさびる稜のたもけくほ　同　　百茶
雲や　蔦十畳あ傳の石のいろ　同　　春貝

蓬やをかうつまを咲く野　三世　平砂
いろはまや岩にくもけて波の中　同　逸我

○

我こゝろ猶うたゝ人の袖のくも　東歌　蓑虫
土ふまぬ庵の内くしき　同　雪旌
蓬の宿やまこしき家なくさむる　同　定雄
おもふいろいろに戸さゝん秋の月　駿河　月香
何ゆゑ今日ゝ言ふ事を未様つき　同　美和
あさうゐや高き一日夢のちし　同　芳渕

おもふくゝ江戸ゝ文よ知りをくを　伊勢　丘高
きゝ庵や竹しとゝ花をゝ秋の弧　逸江　烏頂
雨戸まん考ゝと高やゝ蓬の芝　河内　東稚
花まさし夕美うゝの一うゝ　同　岳格
けさまんゝと見新や高き月の芝　同　竹首
あゝ所の庵りかゝを曳なるさい所　河　卓池
名月や照とつゝをゝすゝ　同　秋峯
世界系月のかゝらは老なゝし　早雲　可静里
山田やまこせゝくもあゝ高　同　嵐外

[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]　[illegible]
山の井の水[illegible]の[illegible]の[illegible]　耳谷
[illegible]の[illegible]の[illegible]の秋[illegible]　素[illegible]
中[illegible]に人[illegible]秋[illegible]　一茶
いつの[illegible]の[illegible]山[illegible]　葛三
[illegible]の[illegible]　大[illegible]
[illegible]　杉長
[illegible]　[illegible]こ
[illegible]　素[illegible]

[illegible]の[illegible]の[illegible]　平角
[illegible]の[illegible]の[illegible]　雷沙
[illegible]の[illegible]の[illegible]　月[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]　[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]　[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]　[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]　[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]　布席
[illegible]の[illegible]の[illegible]　[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]

この外多くの秦胡通商をうけて白銀求る事
ほうきなる作りの丸き物

俗家奇人談跋

物事に達する者は人心通ずるが如く
言ふまでもなきことをあやまちて
あまり強りて懈き者を
はぶくことあり二十年間
世に有れども志ある情実の

おぼつかなくとゝのほりたるこゝろ
奇といふべきなるべし さてもめくらの
さしくるまゝにそのゆるすまゝにこゝに
清く此海よりあらはれ出たる海苔なる
者うなるまゝのもとを読かゝるのの
よくおもひとゝきはめて感ひうるふ

さてこゝろゆるしたる乃一筆を屋号
跋とする

雪中主人義光

宮内庁書陵部